

The background features a large, stylized logo of the Varmos Eniwa mascot. It consists of two cartoon characters, one light blue and one dark blue, both wearing white jerseys with a red and blue crest. They are positioned behind a large, red, stylized letter 'V'.

バーモス恵庭フットボールクラブ

U-12.U-15 規約

[2012年12月新規施行]

[2018年4月 1日改正]

[2020年1月 1日改正]

第1条（名称及び所在）

このクラブは、「バーモス恵庭フットボールクラブ」（以下「本クラブ」という。）と称する。「本クラブ」の事務所は事務局長の自宅に置く。

第2条（目的）

「本クラブ」は、サッカーを通し、健全な心身の発達、協調性、規律ある行動の育成及びサッカー技術の向上を目的とする。

第3条（事業）

「本クラブ」は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 事業は、役員会の議決を経て、承認されるものとする
2. 練習日の設定及び他チームとの練習試合。
3. 北海道地区サッカー協会等の主管する各種大会への参加及び親善大会等を行う。
4. その他「本クラブ」の目的を達成するために必要な事業。

第4条（クラブ会員資格）

「本クラブ」の会員資格は次の通りとする。

1. 千歳地区サッカー協会主管の地域に居住するジュニアユース規定（12歳から15歳）の対象となる年齢の者及び中学生とし、例外の場合は役員会で承認を決議する。
2. 「本クラブ」規約（きまり）を守り練習及び各種大会に参加できること。
3. 保護者が「本クラブ」の事業推進に協力できること。

第5条（入会、卒会及び継続）

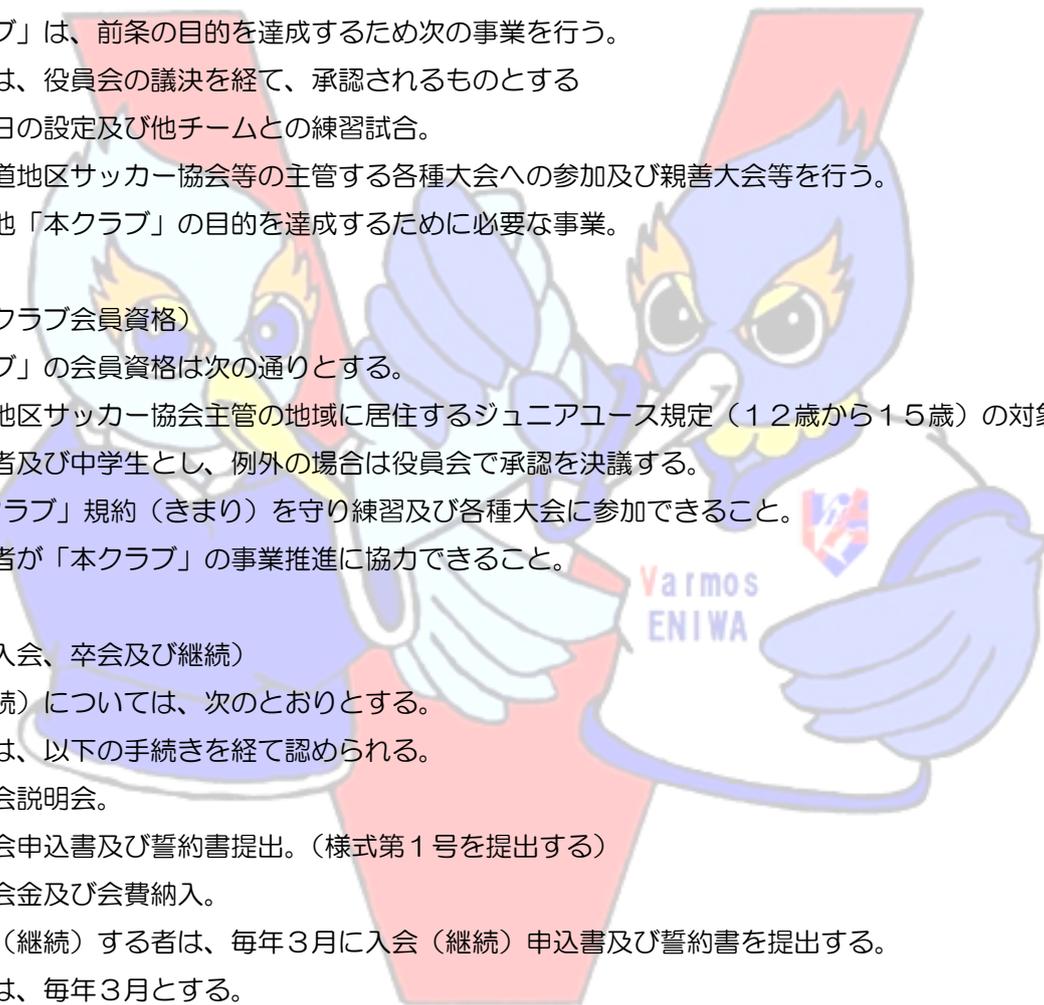
入会（継続）については、次のとおりとする。

1. 入会は、以下の手続きを経て認められる。
 - （1）入会説明会。
 - （2）入会申込書及び誓約書提出。（様式第1号を提出する）
 - （3）入会金及び会費納入。
2. 入会（継続）する者は、毎年3月に入会（継続）申込書及び誓約書を提出する。
3. 入会は、毎年3月とする。
4. 年度途中の入会については、役員が協議して決定する。
5. 卒会は、毎年12月の卒会式をもって卒会となる。

第6条（退会）

退会については、次のとおりとする。

1. 退会は、心身の障害等により継続が困難な場合または、会員として相応しくない行為があった場合は、役員が協議し決定する。
2. 途中退会は、本人及び保護者からの書面による退会届け提出により認められる。



第7条（練習、試合等及び用具）

練習、試合及び用具については、次のとおりとする。

1. 練習及び試合等は、監督・指導者が責任をもって行う。
2. 試合用ユニフォーム等は、各自負担とし、状況に応じて協議する。
3. 会員は、サッカーに必要な服装、用具を各人で用意する。

第8条（入会金及び会費）

会費の納入は次のとおりとする。

1. 新入会員は、総会で決定した別に定める入会金を入会時に一括納入するものとする。
2. 会員は、総会で決定した別に定める会費を4月、7月、12月の3期で納入するものとする(一括も可) 但し、3年生は11月迄(3期目分)に最後の会費を納入するものとする。
3. 途中入会の会費については、役員が協議し、その都度納入額を決定する。
4. 一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。
5. 入会金及び会費は、事務局が徴収、一括管理するものとする。
6. 同一年度に兄弟が在籍する場合は、入会金は免除するものとする。
7. 同一年度に同時に複数の兄弟(双子等)が入会する場合は、1名分の入会金を納入するものとする。

第9条（資産の構成）

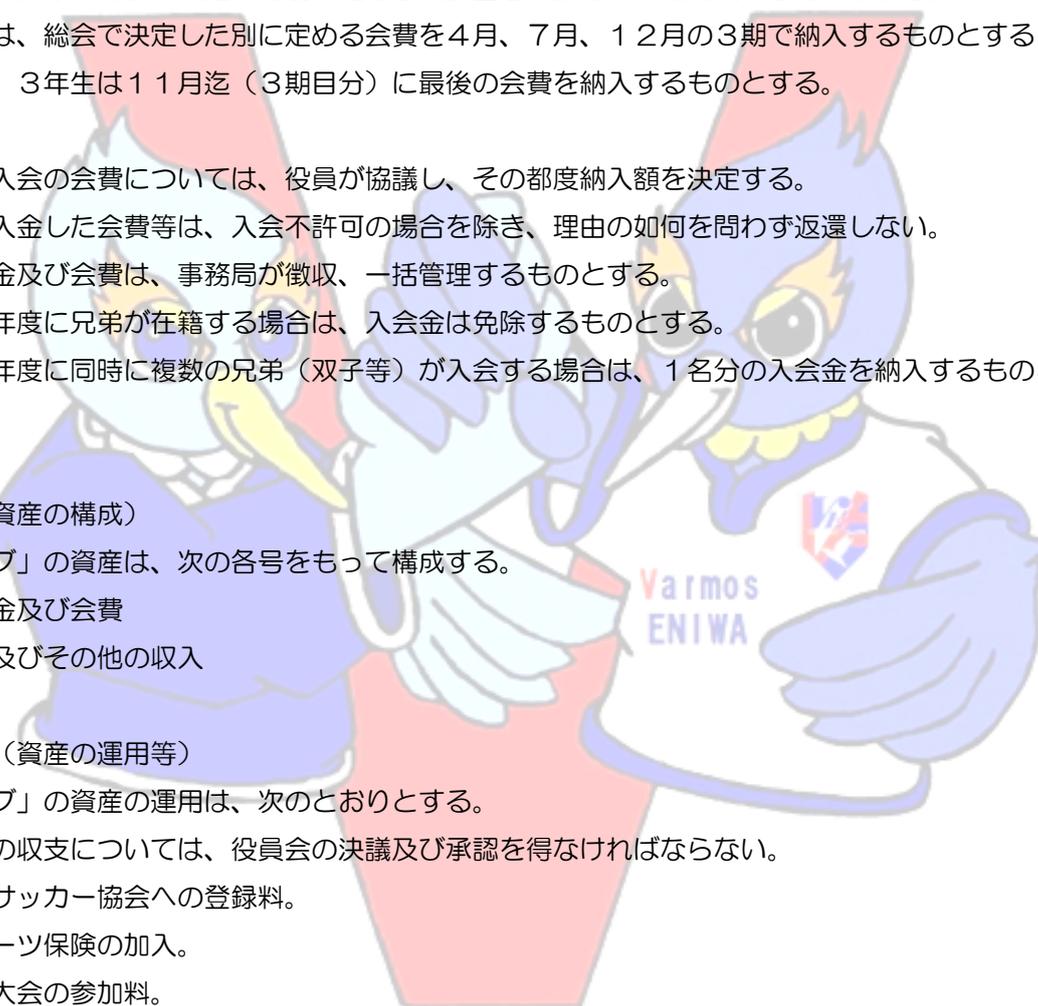
「本クラブ」の資産は、次の各号をもって構成する。

1. 入会金及び会費
2. 寄付及びその他の収入

第10条（資産の運用等）

「本クラブ」の資産の運用は、次のとおりとする。

1. 予算の収支については、役員会の決議及び承認を得なければならない。
2. 各種サッカー協会への登録料。
3. スポーツ保険の加入。
4. 各種大会の参加料。
5. サッカー用具及び備品等の購入。
6. 「本クラブ」の事業運営に必要な経費。
7. 緊急の予算の変更の必要が生じたときは、役員会で決定することができる。
8. 「本クラブ」の会計年度は、毎年4月から翌年3月末までとする。



第11条（役員）

「本クラブ」に次の役員を置く。

会長 1名

指導者 若干名

事務局長 1名

その他役員 必要に応じて置くことができる。

第12条（顧問）

「本クラブ」に顧問を置く。

1. 顧問は、「本クラブ」の事業運営について会議に出席して意見を述べることができる。
2. 別に定める「本クラブ」OB会の会長が顧問となる。

第13条（OB会）

「本クラブ」にOB会を置く。

1. OB会は、「本クラブ」を卒会した会員と保護者をもって構成する。
2. OB会は、相互の親睦を深め「本クラブ」の適正なる事業運営を支援する。

第14条（父母会）

「本クラブ」に父母会を置く。

1. 父母会は、「本クラブ」の会員の保護者をもって構成する。
2. 父母会は、相互の親睦及び会員同士の親睦を図り、健全なる支援をする。

第15条（役員を選任及び任期）

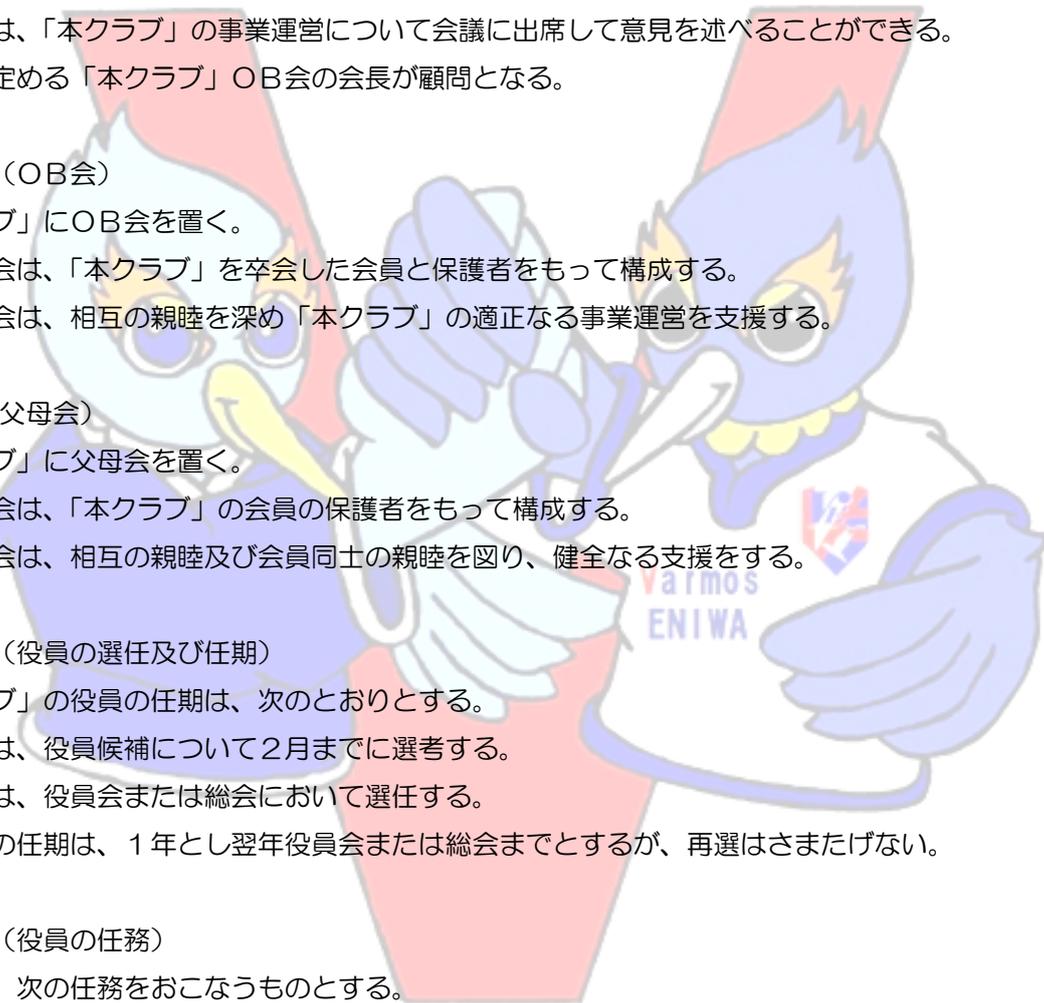
「本クラブ」の役員は、次のとおりとする。

1. 会長は、役員候補について2月までに選考する。
2. 役員は、役員会または総会において選任する。
3. 役員は、1年とし翌年役員会または総会までとするが、再選はさまたげない。

第16条（役員の仕事）

各役員は、次の仕事をおこなうものとする。

1. 会長は、「本クラブ」を代表して会務を総括運営する。
2. 指導者は、「本クラブ」の目的に沿って、会員の指導及び各種大会等の指導をつとめるその他指導者に関する必要な事項については、別に定める。
3. 事務局長は、指導者と連携し「本クラブ」に関する事務、連絡及び入会説明会を行う又、会費の徴収、出納業務等経費の一切を行い、出納は金銭出納簿等により明確にしておく。
4. 必要に応じ、その他の役員（副も含む）を選出する場合は、役員会で決定する。



第17条（会議）

「本クラブ」の会議は、役員会、指導者会議及び総会（父母会）とする。

第18条（総会）

総会は、必要に応じ父母会と連携し開催する。

1. 総会は、「本クラブ」と父母会は連携し必要に応じ会員保護者を招集する。
2. 臨時総会は「本クラブ」役員会及び父母会が必要と認めたときに召集する。
3. 総会の成立は、保護者（委任状を含む）の過半数の出席により成立する。
4. 総会は、次の事項を議決する。
 - （1）父母会の役員の選任。
 - （2）父母会の事業報告及び事業計画。
 - （3）入会金及び会費の決定。
 - （4）「本クラブ」の収支報告及び収支計画。
 - （5）「本クラブ」の事業報告及び事業計画。
 - （6）規約の改正など、父母会・「本クラブ」に関する重要事項。
5. 議決は、出席者の過半数をもって成立する。

第19条（役員会）

役員会は、役員をもって構成する。

1. 役員会は、必要に応じ会長が召集する。
2. 役員会は、役員の過半数をもって成立する。
3. 役員会は、次の事項を議決する。
 - （1）総会の議決した事項の執行に関する事。
 - （2）総会に付議すべき事項。
 - （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

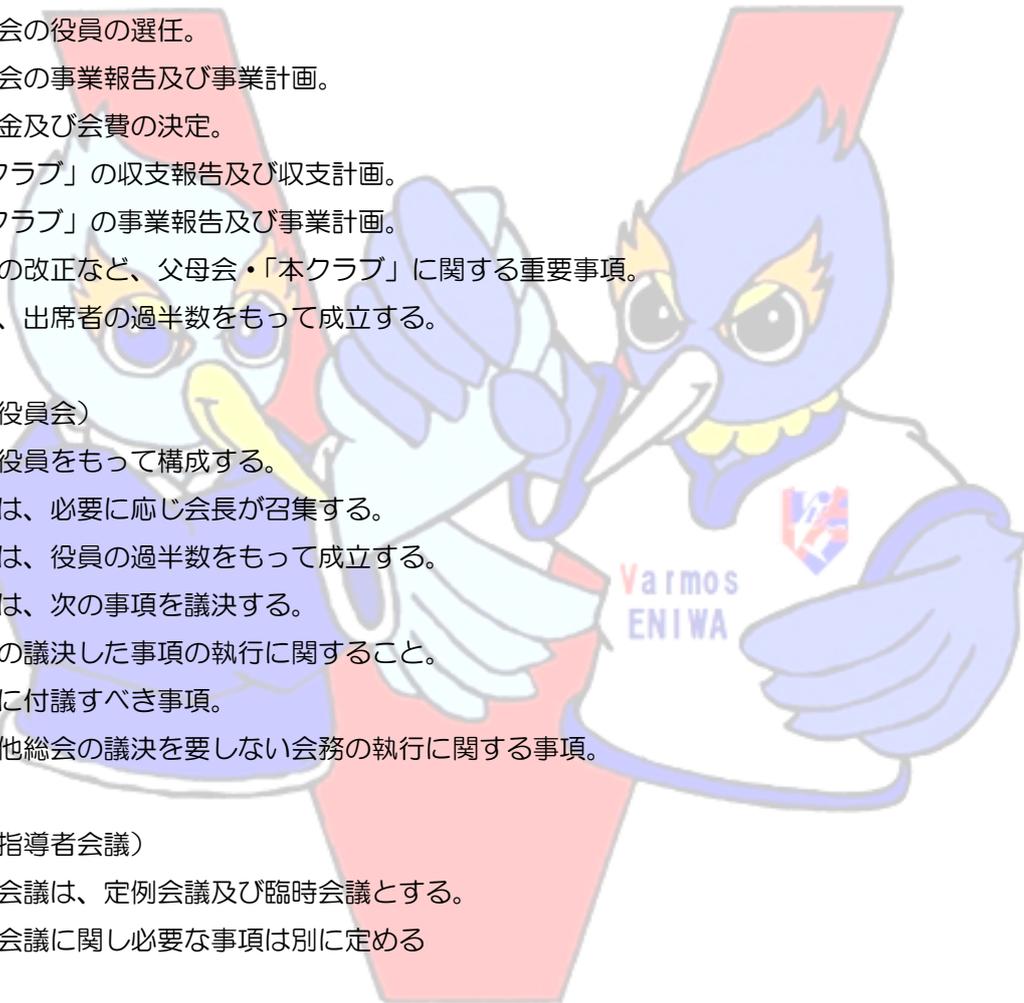
第20条（指導者会議）

1. 指導者会議は、定例会議及び臨時会議とする。
2. 指導者会議に関し必要な事項は別に定める

第21条（練習生の扱い）

練習生についての扱いは、次のとおりとする。

1. セレクションにて選考された入会希望者又は途中入会希望者は、練習生として練習に参加できる但し、その間における事故等は「本クラブ」として責任を負わない。
2. その他の練習生については、役員が協議して決定する。



第22条(写真・映像の使用)

活動風景を撮影した写真及び映像をバーモス恵庭フットボールクラブのホームページ又はフェイスブックに、に使用する場合があります。

第23条(事故の責任)

1. 会員は、本クラブが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本クラブ及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. 会員は本クラブが指定するスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。

(附則)

この規約は、2012年12月1日から施行する

((附則)

この規約は、2018年4月1日から実施する

((附則)

この規約は、2020年1月1日から実施する



様式第1号

「バーモス恵庭フットボールクラブU-12 U-15 入会申込書（新規・継続申込書）」

会 員 氏 名	カナ氏名： ----- 漢字氏名：
生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	【電話】 【緊急連絡先】
	【Mail】
健 康 保 険 証	
学 校 名	(小学新 年生 中学新 年生)
身 長 ・ 体 重	(cm) (kg)
血 液 型	(型)

※ その他アレルギー等の留意事項がありましたら記入してください。

<保護者の皆様へ>

- ・バーモス恵庭の運営方針およびクラブ規約に従っていただきます。
- ・規律を守れない会員については、退会していただく場合があります。
- ・バーモス恵庭の活動中におきた事故については、スポーツ障害保険による範囲で保証します。
- ・会員の遠征等、交通手段は現地集合、現地解散が原則です。
- ・保護者の好意による同乗中の車両事故については一切クラブとして責任はもちません。

誓 約 書

バーモス恵庭フットボールクラブ 殿

私は、「本クラブ」の運営役員および指導者・引率者に対し、下記の事項に関して一切の責任を問わない事を誓います。

- 1 参加する全ての練習に関する事故。
- 2 移動に関する全ての事故。
- 3 その他「本クラブ」として参加する全ての行事に関する事故。

年 月 日

〒

住 所

保護者氏名

(印)